



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

54 指定自立支援医療機関の指定	(こころの健康推進課)	1
55〃	(〃)	2
56〃	(〃)	2
57〃	(〃)	2
58 鳥獣捕獲等事業の変更の認定	(鳥獣害対策課)	2
59 保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課)	3
60〃	(〃)	3
61 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不分明	(〃)	4
62 道路の区域変更	(道路保全課)	4
63〃	(〃)	4
64〃	(〃)	5
65 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	5
66〃	(〃)	6
67 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃)	6
68〃	(〃)	6

○ 選挙管理委員会告示

14 政治団体の届出事項の異動の届出	7
15 資金管理団体の指定の取消しの届出等	7
16 政治団体の解散の届出	8
17 政治団体の設立の届出	8
18 参議院和歌山県選挙区選出議員通常選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨	9

○ 公告

労働者委員の候補者の推薦	(労働政策課)	13
都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)	14

○ 諸報

令和7年度行政書士試験の合格者	(一般財団法人行政書士試験研究センター)	14
-----------------	----------------------------	----

○ 正誤

令和8年1月16日付け和歌山県報第684号目次及び和歌山県告示第32号中	15
--------------------------------------	-------	----

告 示

和歌山県告示第54号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(更生医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和8年1月30日

和歌山県知事 宮崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師) の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指 定 年月日
医療法人研医会田辺中央病院	田辺市宝来町24-1	整形外科	金本成熙	令和7.9.14

和歌山県告示第55号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年1月30日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師) の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指 定 年月日
くすのき薬局	伊都郡かつらぎ町笠田東97番地2	-	的場久	令和7.11.1

和歌山県告示第56号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年1月30日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師) の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指 定 年月日
あい訪問看護ステーション	海南市阪井645番地8	訪問看護	合同会社あい	令和7.12.1

和歌山県告示第57号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和8年1月30日

和歌山県知事 宮 崎 泉

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師) の氏名又は指定 訪問看護事業者等の名称	指 定 年月日
訪問看護ステーションリットビム	岩出市中島813-1 グリーンプラザ 中島Ⅱ2-C	訪問看護	合同会社Nukumemoris	令和8.2.1

和歌山県告示第58号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第18条の7第1項の規定に基づき、鳥獣捕獲等事業の変更の認定をしたので、次のとおり公示する。

令和8年1月30日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 変更認定年月日

令和8年1月13日

2 変更認定を受けた鳥獣捕獲等事業を実施する者（以下「認定鳥獣捕獲等事業者」という。）の名称及び住所並びに代表者の氏名等

(1) 名称及び住所

一般社団法人和歌山県獣友会

和歌山県和歌山市湊通り丁南四丁目18番地

(2) 代表者の氏名

尾上貞夫

(3) (1) の認定鳥獣捕獲等事業者は、法第18条の5第1項第2号の基準に適合するものである。

3 変更事項

鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項

和歌山県告示第59号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和8年1月30日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かんよう}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第60号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和8年1月30日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第61号

令和7年和歌山県告示第963号（以下「告示第963号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容をかつらぎ町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年1月30日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 所在が不分明である通知の相手方

中尾忠義

- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第963号のとおり

和歌山県告示第62号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年1月30日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 一般国道

- 2 路線名 480号

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
伊都郡かつらぎ町大字花園久木字尾白64番1地先から同町大字花園久木字上ミ手97番2地先まで	旧	7.28 45.47	657.26	
同上	新	7.28 45.47	657.26	
同上	新	7.28 53.90	500.00	

和歌山県告示第63号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年1月30日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 かつらぎ桃山線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
伊都郡かつらぎ町大字志賀字殿原576番1地先から同町大字志賀字殿原581番4地先まで	旧	5.85 (8.88	184.42	
同上	新	11.11 (25.11	184.06	

和歌山県告示第64号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年1月30日

和歌山県知事 宮崎 泉

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 那智勝浦古座川線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
東牟婁郡那智勝浦町大字口色川字野々洞3481番1地先から同町大字口色川字辨才天3446番地先まで	旧	4.63 (11.83	117.50	
同上	新	7.37 (17.60	118.13	

和歌山県告示第65号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、平成29年9月19日付け和歌山県告示第1211号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和8年1月30日

和歌山県知事 宮崎 泉

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
口和深小黒ミ谷（I-1677）
3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図書のとおり
(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県国土整備部河川下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第66号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、平成23年9月16日付け和歌山県告示第1003号及び平成29年7月25日付け和歌山県告示第962号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和8年1月30日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

大島（3）（I-4555）

- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

（「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県国土整備部河川下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第67号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和8年1月30日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

口和深小黒ミ谷（I-1677）

- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

- 4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県国土整備部河川下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第68号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和8年1月30日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

大島（3）（I-4555）

- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図書のとおり
- 4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図書のとおり
(「次の図書」は省略し、その図面を和歌山県国土整備部河川下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年1月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和歌哲也

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党岩出市支部	北山慎一	主たる事務所の所在地	岩出市紀泉台193-3	岩出市水栖600	令和7.11.21
		代表者	北山慎一	山本茂博	令和7.11.30
		会計責任者	井尻雅之	山下久美子	令和7.11.30

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
小林たつや後援会	小林京子	会計責任者	小林京子	小林竜也	令和7.12.11
世耕弘成後援会 上富田支部	長井保夫	会計責任者	奥山正継	谷本匡弘	令和7.12.15
バター倶楽部	川畠哲哉	代表者	川畠哲哉	岩西俊治	令和7.12.24
鈴木とくひさ後援会	初山昌平	代表者	初山昌平	久保隆一	令和8.1.7
		会計責任者	濱口徳満	松本純一	令和8.1.7

和歌山県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消し及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年1月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和歌哲也

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
室谷伊則	むろたに伊則後援会	令和 7.12.16
並松八重	なみまつ八重後援会	令和 7.12.16
山本宏一	宏和会	令和 7.4.1

和歌山県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年1月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和歌哲也

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
岡ひろのり後援会	木村好成	令和 4.4.1
宏和会	山本宏一	令和 7.4.1
いちはし宗行後援会	小倉孝章	令和 7.12.15
むろたに伊則後援会	室谷伊則	令和 7.12.16
なみまつ八重後援会	並松八重	令和 7.12.16
川原一泰後援会	田中寿一	令和 7.12.20
田岡みちとし後援会	田岡良成	令和 7.12.25
市民の風の会	田岡良成	令和 7.12.25
みんな大好き日本四季	宮村旨希	令和 7.12.31

和歌山県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年1月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和歌哲也

その他の政治団体**国会議員関係政治団体以外の政治団体**

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日

神山裕介後援会	永石睦巳	神山裕介	有田郡有田川町徳田709-1	令和 7.12.11
本下まさとし後援会	本下雅敏	本下雅敏	有田郡有田川町田口160-6	令和 7.12.12
田中かずひと後援会	田中和仁	田中豊子	橋本市隅田町河瀬401-2	令和 7.12.22
宅田潤司後援会	河島一昭	喜田敏宏	有田郡有田川町庄876	令和 7.12.26
西川とみお後援会	酒井隆	宇和賢	日高郡日高川町和佐377番地	令和 8.1.6

和歌山県選挙管理委員会告示第18号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙（和歌山県選挙区）における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年1月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 和歌哲也

公職の候補者の選挙運動に関する收支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和7年7月20日執行 参議院議員通常選挙（和歌山県選挙区）
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
 3 報告書の要旨

33,729,100 円

候補者氏名	浦平 美博	所属党派	日本維新の会	期間 5月29日から 7月30日まで	第1回分
出納責任者氏名	浦平 韶子				

収入			支出		
	主たる寄附	(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	
主たる寄附	うらひらよしひろ後援会	政治団体	1,200,000 円	人件費	810,000 円
	日本維新の会	政党	1,500,000 円	家屋費	1,001,000 円
	日本維新の会参議院和歌山県選挙区第一支部	政黨支部	1,800,000 円	選挙事務所費	1,001,000 円
	日本維新の会	政党	1,500,000 円	集会会場費	円
その他の寄附		件	円	通信費	円
その他の収入			円	交通費	円
今回計			6,000,000 円	印刷費	2,549,800 円
前回計			円	広告費	3,684,408 円
総 計			6,000,000 円	文具費	円
				食糧費	336,483 円
				休泊費	49,995 円
				雜費	348,788 円
				今回計	8,780,474 円
				前回計	円
				総 計	8,780,474 円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	
	ビラの作成	
	ポスターの作成	
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	政見放送のための録画等	3,133,000円
	計	3,133,000円

報告書受理年月日	令和7年8月1日	第1回報告分
----------	----------	--------

和歌山県報 第688号

令和8年1月30日(金曜日)

候補者氏名	浦平 美博	所属党派	日本維新の会	期間 8月20日から 8月20日まで	第2回分
出納責任者氏名	浦平 韶子				

収入	支出
主たる寄附	人件費
(氏名・団体名)	家屋費
	選挙事務所費
	集合会場費
	通信費
	交通費
	印刷費
	広告費
	文具費
	食糧費
	休泊費
	雜 費
その他の寄附	今回計
その他の収入	前回計
今回計	総 計
前回計	
総 計	

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	
	ピラの作成	
	ポスターの作成	
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	政見放送のための録画等	3,133,000円
計		3,133,000円

報告書受理年月日	令和7年8月25日	第2回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	二階 伸康	所属党派	自由民主党	期間 6月5日から 7月29日まで	第1回分
出納責任者氏名	二階 俊樹				

収入	支出
主たる寄附	人件費
(氏名・団体名)	家屋費
自由民主党和歌山県参議院選挙区第一支部	選挙事務所費
自由民主党和歌山県参議院選挙区第一支部	集合会場費
	通信費
	交通費
	印刷費
	広告費
	文具費
	食糧費
	休泊費
	雜 費
その他の寄附	今回計
その他の収入	前回計
今回計	総 計
前回計	
総 計	

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	320,625円
	ピラの作成	784,300円
	ポスターの作成	858,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	122,758円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	220,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	192,500円
	政見放送のための録画等	3,239,000円

和歌山県報 第688号

令和8年1月30日(金曜日)

計

5,737,183円

報告書受理年月日

令和7年8月4日

第1回報告分

候補者氏名	二階 伸康	所属党派	自由民主党	期間 8月8日から 8月18日まで	第2回分
出納責任者氏名	二階 俊樹				

収入	支出
主たる寄附	人件費
(氏名・団体名) (職業) (寄附額)	家屋費 455,348円
自由民主党和歌山県参議院選挙区第一支部 政党支部 1,201,513円	選挙事務所費 350,000円
	集会会場費 105,348円
	通信費 286,153円
	交通費
	印刷費 1,111,575円
	広告費
	文具費
	食糧費
	休泊費
	雑費
その他の寄附 件 円	今回計 1,853,076円
その他の収入 円	前回計 13,085,620円
今回計 1,201,513円	総計 14,938,696円
前回計 8,000,000円	
総計 9,201,513円	

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	320,625円
ビラの作成	784,300円
ポスターの作成	858,000円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	122,758円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	220,000円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	192,500円
政見放送のための録画等	3,239,000円
計	5,737,183円

報告書受理年月日

令和7年8月21日

第2回報告分

候補者氏名	林元 政子	所属党派	参政党	期間 6月23日から 7月23日まで	第1回分
出納責任者氏名	雜賀 俊行				

収入	支出
主たる寄附	人件費
(氏名・団体名) (職業) (寄附額)	家屋費 34,000円
参政党和歌山県支部連合会 政党支部 697,430円	選挙事務所費 34,000円
	集会会場費
	通信費
	交通費
	印刷費 1,162,810円
	広告費 4,137,380円
	文具費
	食糧費
	休泊費
	雑費 2,550円
その他の寄附 件 円	今回計 5,336,740円
その他の収入 円	前回計 円
今回計 697,430円	総計 5,336,740円
前回計 円	
総計 697,430円	

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	75,295円
ビラの作成	406,065円

支出のうち公費負担相当額

ポスターの作成	681,450円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	180,000円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	55,000円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	38,500円
政見放送のための録画等	3,203,000円
計	4,639,310円

報告書受理年月日

令和7年8月1日

第1回報告分

候補者氏名

本間 奈々

所属党派

NHK党

期間 7月2日から
7月29日まで 第1回分

出納責任者氏名

岡田 成人

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)

(職業)

(寄附額)

NHK党

政治団体

602,470 円

その他の寄附

件 円

その他の収入

73,593 円

今回計

676,063 円

前回計

円

総 計

676,063 円

支出

人件費 円

家屋費 36,193 円

選挙事務所費 36,193 円

集合会場費 円

通信費 円

交通費 円

印刷費 569,800 円

広告費 70,070 円

文具費 円

食糧費 円

休泊費 円

雑 費 円

今回計 676,063 円

前回計 円

総 計 676,063 円

支出のうち公費負担相当額

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	
ピラの作成	
ポスターの作成	
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
個人演説会の立札及び看板の類の作成	
政見放送のための録画等	
計	

報告書受理年月日

令和7年8月21日

第1回報告分

候補者氏名

前 久

所属党派

日本共産党

期間 6月16日から
7月31日まで 第1回分

出納責任者氏名

松坂 美知子

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)

(職業)

(寄附額)

日本共産党和歌山県委員会

政党支部

800,000 円

日本共産党和歌山県委員会

政党支部

311,507 円

その他の寄附

件 円

その他の収入

円

今回計

1,111,507 円

前回計

円

総 計

1,111,507 円

支出

人件費 円

家屋費 225,000 円

選挙事務所費 225,000 円

集合会場費 円

通信費 円

交通費 円

印刷費 87,483 円

広告費 3,734,190 円

文具費 1,754 円

食糧費 60,663 円

休泊費 94,660 円

雑 費 11,757 円

今回計 4,215,507 円

前回計 円

総 計 4,215,507 円

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	
	ビラの作成	
	ポスターの作成	
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	政見放送のための録画等	3,104,000円
計		3,104,000円

報告書受理年月日	令和7年8月1日	第1回報告分
----------	----------	--------

候補者氏名	望月 良男	所属党派	無所属	期間 7月3日から 7月23日まで 第1回分
出納責任者氏名	尾藤 佳			

収入	支出	
	人件費	1,360,000 円
	家屋費	429,280 円
	選挙事務所費	150,000 円
	集合会場費	279,280 円
	通信費	76,044 円
	交通費	537,124 円
	印刷費	2,038,625 円
主たる寄附	広告費	831,674 円
(氏名・団体名)	文具費	13,734 円
和歌山一心の会	食糧費	521,987 円
	休泊費	819,739 円
	雜 費	17,041 円
その他の寄附	今回計	6,645,248 円
その他の収入	前回計	円
今回計	総 計	6,645,248 円
前回計		
総 計		

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	320,625円
	ビラの作成	782,000円
	ポスターの作成	936,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	122,758円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	232,456円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	133,209円
	政見放送のための録画等	2,527,048円
計		

報告書受理年月日	令和7年8月4日	第1回報告分
----------	----------	--------

公 告

公 告

和歌山県労働委員会現委員の任期満了に伴い、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項の規定により次期委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を求める。

令和8年1月30日

和歌山県知事 宮崎 泉

1 推薦資格を有する者

- (1) 使用者委員の候補者を推薦する資格を有する者は、和歌山県内のみに組織を有し、主として労働問題に関する事務をその事務とする使用者団体又は業務の主要な部分として労働問題を取り扱う使用者団体とする。

(2) 労働者委員の候補者を推薦する資格を有する者は、和歌山県内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であることを和歌山県労働委員会が証明した労働組合とする。

2 推薦される者の資格

次の各号のいずれかに該当する者は、使用者委員又は労働者委員となることができない。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 国家公務員法(昭和22年法律第120号)、地方公務員法(昭和25年法律第261号)、国会法(昭和22年法律第79号)等の規定によって兼職禁止等の制限を受ける者

3 推荐方法

- (1) 使用者団体は、別に定める推薦書を提出すること。

- (2) 労働組合は、別に定める推薦書に労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の和歌山県労働委員会の証明書を添付し、提出すること。

4 推荐書の提出期間

令和8年1月30日から同年2月27日までの午前9時から午後5時までとする。ただし、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。

5 推荐書提出先

和歌山県商工労働部商工労働政策局労働政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年1月30日

和歌山県知事 宮崎 泉

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画生産緑地地区

2 縦覧場所

和歌山県国土整備部都市住宅局都市政策課

諸 報

公 告

令和7年11月9日に実施した令和7年度行政書士試験の合格者受験番号は、次のとおりである。

令和8年1月30日

一般財団法人行政書士試験研究センター

理事長 望月達史

試験地 和歌山県

合格者受験番号

5910004	5910008	5910011	5910014	5910018	5910021	5910036	5910044	5910045	5910049
5910051	5910052	5910055	5910068	5910082	5910083	5910088	5910089	5910095	5910106
5910118	5910124	5910131	5910134	5910137	5910139	5910147	5910150	5910151	5910156
5910163	5910166	5910174	5910176	5910180	5910186	5910216	5910225	5910228	5910235
5910242	5910257	5910269	5910301	5910324	5910330	5910352	5910368		

正 誤

正 誤

令和8年1月16日付け和歌山県報第684号目次及び和歌山県告示第32号中

ページ	誤	正
1	保安林の指定施業要件の変更	"
6	森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。	次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。
	指定施業要件の変更に係る保安林	指定施業要件変更予定保安林